

特定電気通信施設等整備推進基金補助金交付要綱に基づく
特定電気通信施設等整備推進基金の基本的事項の公表

令和7年3月24日公表

特定電気通信施設等整備推進基金補助金交付要綱第11条に基づき、以下のとおり、特定電気通信施設等整備推進基金の基本的事項を公表します。

1 基金の名称

特定電気通信施設等整備推進基金

2 基金の額

12,000百万円

3 基金のうち国費相当額

12,000百万円

4 基金事業の概要

社会経済のデジタル化に伴い、「インフラのインフラ」として、我が国の持続的な発展を確保するために必要不可欠な礎となっているデジタルインフラを強靱化し、我が国の耐災害強化及び地域のDXの促進等に向けて、東京圏等に集中するデータセンターの地方分散を推進するため、総務省令和6年度補正予算による「データセンター等の地方分散によるデジタルインフラ強靱化事業」によって設置した特定電気通信施設等整備推進基金を財源として、特定電気通信施設等整備事業を実施する民間事業者等に助成及びこれに附帯する業務を実施する。

5 基金事業の目標

特定電気通信施設等の地方立地の促進を通じて、我が国の通信ネットワークの強靱化等を図る。